

住民課からのお知らせ

各種受給者証・認定証の有効期限は、7月31日です。
更新手続きが必要ですので、お忘れなく！

問い合わせ／吉備庁舎住民課保険年金班

『ひとり親家庭医療費受給資格証』 『重度心身障害児(者)医療費受給者証』 の更新手続きについて

現在お持ちの受給者証は7月31日で期限が切れます。8月以降の新しい受給者証をお渡ししますので、次のものをお持ちになり、更新手続きにお越しください。なお、該当される方には事前に案内と申請書を送ります。

- ① 申請書／必要事項の記入・押印を忘れずにお願ひします。
- ② 加入している健康保険証／対象となる方、全員分をお持ちください。
- ③ 現在お持ちの受給者証

国民健康保険限度額適用認定証などの 更新申請手続きについて

有効期限が7月31日になっている入院時などに必要な次の認定証は、それぞれ更新手続きが必要です。役場各窓口で**7月27日**以降に申請手続きを行ってください。

○申請に必要なもの

- ・世帯主の印鑑
- ・来庁者の運転免許証など（身分確認のできるもの）

※別世帯の方が来庁される場合は、委任状または証が必要な方の保険証

所得の変動や世帯構成の変更などで7月まで該当していても8月以降該当しない場合や、現在該当していなくても8月以降該当になる場合もあります。詳しくは吉備庁舎住民課保険年金班までお問い合わせください。

●『国民健康保険限度額適用認定証』

70歳未満で町県民税が課税されている世帯の方

●『国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証』

町県民税が非課税世帯の75歳未満の方

『国民健康保険高齢受給者証』の 更新について

70歳から74歳の国民健康保険加入者に交付している「高齢受給者証」の有効期限が7月31日に切れますので、7月下旬に新しい「高齢受給者証」を郵送します。

8月からは必ずこの新しい「高齢受給者証」をお使いください。

【一部負担金の割合】

70歳から医療機関などでお支払いいただく一部負担金の割合は、現役並み所得者は3割、その他の方は2割（ただし、特例措置により誕生日が昭和19年4月1日以前の方は「1割」となります。一部負担金の割合は受給者証に記載されます。

『老人医療費受給者証』の 更新手続きについて

満67歳以上70歳未満の方で、次の①～⑤すべての要件を満たす方を対象にした医療費の助成制度です。所得や資産の保有状況は毎年変動することから、毎年更新申請手続きが必要です。なお、現在受給されている方には事前に案内と申請書を送付しますので、保険証と認印などをお持ちになり、手続きにお越しください。手続きが遅れた場合は、資格の適用が遅れる場合がございますのでご注意ください。

【受給要件】

- ① 世帯全員の町県民税が非課税であること。
- ② 世帯全員の収入の合計が次の基準以下であること（遺族年金、障害年金などあらゆる収入を含む）。

1人 100万円
2人 140万円
3人 180万円

（以降1人増えるごとに40万円加算）

- ③ 預貯金・国債・株式などが350万円×世帯人数以下であること。

- ④ 現在お住まいの土地・家屋以外の活用できる資産（田畑山林など直ちに処分が難しいものは除く）を有していないこと。
- ⑤ 世帯以外の方から扶養を受けていないこと。

※受給要件に該当すると思われる方で、現在受給されていない方はお問い合わせください。